

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2013-186804
(P2013-186804A)

(43) 公開日 平成25年9月19日(2013.9.19)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 12/00 (2006.01)	G06F 12/00 545M	5B084
G06F 13/00 (2006.01)	G06F 12/00 520P	
	G06F 13/00 520A	

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2012-53117 (P2012-53117)
(22) 出願日 平成24年3月9日 (2012.3.9)

(71) 出願人 00001443
カシオ計算機株式会社
東京都渋谷区本町1丁目6番2号
(74) 代理人 100096699
弁理士 鹿嶋 英實
(72) 発明者 宇都宮 亮
東京都渋谷区本町1丁目6番2号 カシオ
計算機株式会社内
(72) 発明者 石井 恭平
東京都渋谷区本町1丁目6番2号 カシオ
計算機株式会社内
Fターム(参考) 5B084 AA02 AA11 AB30 BB02 CD03
DA16 DB01 DC03

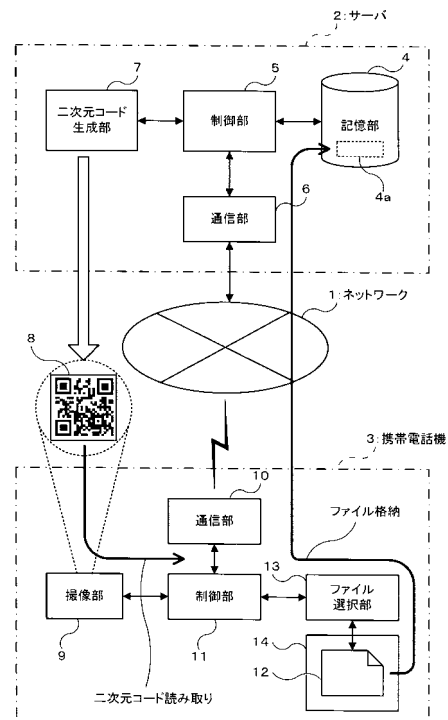
(54) 【発明の名称】 データ保存装置、データ保存方法及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】 二次元コードなどの識別子を利用し、簡単な操作でファイル等のデータの保存場所を指定できるようにする。

【解決手段】 本発明に係るデータ保存装置(3、300)は、任意のデータ(12)を選択する選択手段(13、30a)と、識別子(8)を読み取る読み取り手段(9、25)と、前記読み取り手段(9、25)の読み取り結果から前記データ(12)の格納先を認識する認識手段(11、30a)と、前記認識手段(11、30a)によって認識された格納先に前記データ(12)を格納する格納手段(10、11、23、30a)とを備えたことを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

任意のデータを選択する選択手段と、
識別子を読み取る読み取り手段と、
前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識手段と、
前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する格納手段と
を備えたことを特徴とするデータ保存装置。

【請求項 2】

前記格納先は、外部サーバのフォルダであり、
前記格納手段は、認識手段によって認識された前記フォルダに送信する、
ことを特徴とする請求項 1 に記載のデータ保存装置。

10

【請求項 3】

前記識別子は、二次元コードであり、
前記認識手段は、前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字
列を認識し、
前記格納手段は、前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する、
ことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のデータ保存装置。

【請求項 4】

前記データの格納先を示す文字列を含む二次元コードを生成する生成手段をさらに備え
たことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれかに記載のデータ保存装置。

20

【請求項 5】

任意のデータを選択する選択工程と、
識別子を読み取る読み取り工程と、
前記読み取り工程の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識工程と、
前記認識工程によって認識された格納先に前記データを格納する格納工程と
を含むことを特徴とするデータ保存方法。

【請求項 6】

コンピュータに、
任意のデータを選択する選択手段、
識別子を読み取る読み取り手段、
前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識手段、
前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する格納手段
としての機能を与えることを特徴とするプログラム。

30

【請求項 7】

任意のデータを選択する選択工程と、
二次元コードを読み取る読み取り工程と、
前記読み取り工程の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字列を認識する認識
工程と、
前記認識工程によって認識された文字列を格納先に指定して前記データを格納する格納
工程と
を含むことを特徴とするデータ保存方法。

40

【請求項 8】

前記データの格納先を示す文字列を含む二次元コードを生成する生成工程をさらに含む
ことを特徴とする請求項 7 に記載のデータ保存方法。

【請求項 9】

コンピュータに、
任意のデータを選択する選択手段、
二次元コードを読み取る読み取り手段、
前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字列を認識する認識
手段、

50

前記認識手段によって認識された文字列を格納先に指定して前記データを格納する格納手段

としての機能を与えることを特徴とするプログラム。

【請求項10】

前記コンピュータに、前記データの格納先を示す文字列を含む二次元コードを生成する生成手段としての機能をさらに与えることを特徴とする請求項9に記載のプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、データ保存装置、データ保存方法及びプログラムに関し、詳しくは、簡単な操作でファイル等のデータの保存場所を指定することができるデータ保存装置、データ保存方法及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

コンピュータで取り扱うことができるデータのまとまりのことをファイルといい、このファイルを保存する場所のことをフォルダという。ただし、フォルダは特定のオペレーティングシステムの呼び方であり、他のオペレーティングシステムではディレクトリなどと呼ばれることもある。以下、説明の便宜上、呼び方をフォルダで統一する。

【0003】

フォルダの数は、当初、一つのドライブに一つである。このフォルダはルートまたはルートフォルダと呼ばれる特殊なフォルダである。たとえば、ドライブレターを“C”とすると、ルートフォルダは“C:¥”という文字列で表される。ユーザ又はシステム管理者は、必要に応じ、ルートフォルダに所望数のフォルダを作成することができ、さらに必要であれば、それらのフォルダの内部にも所望数のフォルダを作成することができる。すなわち、ルートフォルダの下に階層化された構造のフォルダ群を作成することができる。

【0004】

このようにして、多くの場合、フォルダは階層化された構造で所望の数だけ作られる。階層の数、すなわち、階層の深さは一概にはいえないものの、システムの用途や規模によっては相当な深さになることもある。

【0005】

かかる階層構造を有するフォルダの不都合な点は、目的のファイルを見つけにくいことにある。この不都合は、とりわけ階層が深い場合に顕在化する。たとえば、Cドライブのn階層目のフォルダに目的のファイルが格納されている場合を考えると、そのファイルを指定する文字列が“C:¥[フォルダ1の名前]¥[フォルダ2の名前]¥[フォルダ3の名前]・・・¥[フォルダnの名前]¥[目的のファイルの名前]”という具合に相当長くなるからである。

【0006】

階層構造を有するフォルダから目的のファイルを簡単に見つけ出すために、たとえば、二次元コードなどの識別子の利用が考えられる。二次元コードに関する従来技術としては、下記の特許文献1に記載の「QRコード(登録商標)生成装置及び生成方法、QRコード(登録商標)生成システム」などがある。

【0007】

QRコード(登録商標)とは、バーコード等の一次元コードを発展させた二次元コードの一種であり、縦横の二次元平面に敷き詰められたドットのパターンで数字や文字を表したものである。QRコード(登録商標)の場合、数字だけなら7,089文字、漢字を含めると1,800文字の情報を表すことができる。二次元コードは、これ以外にもPDF417、Data Matrix、Maxi Code(いずれも登録商標)などがある。

【0008】

二次元コードを利用すれば、階層構造を有するフォルダから目的のファイルを簡単に見つけ出すことが可能になる。たとえば、前記の長い文字列(“C:¥[フォルダ1の名前

10

20

30

40

50

】¥ [フォルダ2の名前] ¥ [フォルダ3の名前] ・ ・ ・ ¥ [フォルダnの名前] ¥ [目的のファイルの名前] ”) を表す二次元コードを作成し、その二次元コードを印刷し、またはディスプレイ上に表示すればよい。

【0009】

今日の携帯電話機は、その多くに二次元コードの読み取り機能が搭載されている（下記の非特許文献1参照）ので、上記のような印刷物またはディスプレイ上に表示された二次元コードを読み取って、そのコード情報を解析することにより、たとえば、上記の長い文字列を正しく認識して目的のファイルに簡単にアクセスすることができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0010】

【特許文献1】特開2006-252053号公報

【非特許文献】

【0011】

【非特許文献1】“QRコード（登録商標）の使い方”、[online]、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社、[平成24年3月1日検索]、インターネット<URL: <http://mobile.goo.ne.jp/p/barcode/>>

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0012】

上記のとおり、従来公知の二次元コードを利用すれば、階層構造を有するフォルダから目的のファイルを簡単に見つけ出すことが可能になる。しかしながら、フォルダからファイルを取り出すのではなく、その逆に、任意のファイルを所望のフォルダに格納することはできなかった。

【0013】

その理由は、たとえば、前者の「ファイル取り出し」は携帯電話機やパーソナルコンピュータなどのネットワーク端末に標準実装されているブラウザの機能を利用して容易に行うことができるのに対して、後者の「ファイル格納」はブラウザの機能だけでは行うことができないからである。

【0014】

「ファイルの格納」を簡単に行いたいという要求は、特に、携帯電話機などの携帯端末とクラウドとの組み合わせにおいて高くなる。携帯端末は文字の入力効率が悪く、深い階層に位置するフォルダへのアクセスが面倒だからである。

【0015】

そこで、本発明の目的は、簡単な操作でファイル等のデータの保存場所を指定することができるデータ保存装置、データ保存方法及びプログラムを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0016】

本発明に係るデータ保存装置は、任意のデータを選択する選択手段と、識別子を読み取る読み取り手段と、前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識手段と、前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する格納手段とを備えたことを特徴とする。

本発明に係るデータ保存方法は、任意のデータを選択する選択工程と、識別子を読み取る読み取り工程と、前記読み取り工程の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識工程と、前記認識工程によって認識された格納先に前記データを格納する格納工程とを含むことを特徴とする。

本発明に係るデータ保存方法は、任意のデータを選択する選択工程と、二次元コードを読み取る読み取り工程と、前記読み取り工程の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字列を認識する認識工程と、前記認識工程によって認識された文字列を格納先に指定して前記データを格納する格納工程とを含むことを特徴とする。

10

20

30

40

50

本発明に係るプログラムは、コンピュータに、任意のデータを選択する選択手段、識別子を読み取る読み取り手段、前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識手段、前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する格納手段としての機能を与えることを特徴とする。

本発明に係るプログラムは、コンピュータに、任意のデータを選択する選択手段、二次元コードを読み取る読み取り手段、前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字列を認識する認識手段、前記認識手段によって認識された文字列を格納先に指定して前記データを格納する格納手段としての機能を与えることを特徴とする。

【発明の効果】

【0017】

本発明によれば、二次元コードなどの識別子を利用し、簡単な操作でファイル等のデータの保存場所を指定することができる。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】実施形態に係るデータ保存の全体概念図である。

【図2】記憶部4のフォルダ構造を示す図である。

【図3】携帯電話機300の外観図である。

【図4】携帯電話機300の構成図である。

【図5】携帯電話機300の動作フローを示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

以下、本発明の実施形態を、スマートフォン等の高機能な携帯電話機への適用を例にして、図面を参照しながら説明する。

図1は、実施形態に係るデータ保存の全体概念図である。この図において、インターネット等のネットワーク1にサーバ2が常時接続されており、さらに、このネットワーク1に1台または複数台の携帯電話機3が必要に応じて接続されるようになっている。

【0020】

サーバ2は、一般的にサーバ専用のマシンであって、そのマシンの構成は公知であるので詳述しないが、少なくとも、ハードディスクなどの記憶部4と、コンピュータを含む制御部5と、ネットワーク1へデータを送信したりネットワーク1からのデータを受信したりする通信部6と、二次元コード生成部7とを有していればよい。なお、これら各部のうちの一部またはすべては、オペレーティングシステムや応用プログラムなどのソフトウェアリソースと、コンピュータなどのハードウェアリソースとの有機的結合によって仮想的に実現される機能（実体を伴わないもの）であるが、これに限定されない。ハードロジックなどで構成されたもの（実体を伴って物理的に存在するもの）であってもよい。

【0021】

二次元コード生成部7は、二次元コード生成ツールを使用し、あらかじめ記憶部4に作成されていた（または新たに作成された）所定のフォルダ4aの位置を示す文字列を含む二次元コード8を識別子として生成する。二次元コード生成ツールとしては、たとえば、「QR Code Editor」（<http://freesoft-100.com/screen/qr-code-editor.html>）などがある。

【0022】

図2は、記憶部4のフォルダ構造を示す図である。この図の(a)に示すように、たとえば、記憶部4のルートフォルダ（“C:¥”）に「Group Folder」という名前のフォルダが作られており、さらに、そのフォルダの下位層に「Group_1」という名前のフォルダ、さらに、そのフォルダの下位層に「Document」という名前のフォルダが作られているものとする。ここで、最下位層の「Document」フォルダを前記の所定のフォルダ4aとすると、この所定のフォルダ4aの位置を示す文字列は、この図の(b)に示すように、“C:¥Group Folder ¥ Group_1 ¥ Document”となる。二次元コード生成部7は、識別子として、この文字列を含む二次

10

20

30

40

50

元コード 8 を生成する。

【 0 0 2 3 】

再び、図 1 に戻り、携帯電話機 3 は、少なくとも、二次元コードの撮像機能を有する撮像部 9 と、ネットワーク 1 へデータを送信したりネットワーク 1 からのデータを受信したりする通信部 1 0 と、コンピュータを含む制御部 1 1 と、サーバ 3 への格納対象データ（以下、説明の便宜上、ファイル 1 2 とする）を選択するファイル選択部 1 3 と、少なくとも、そのファイル 1 2 を保持するファイル保持部 1 4 とを有する。携帯電話機 3 の具体的な構成については後で詳しく説明する。前記のサーバ 3 と同様に、これら各部のうちの一部またはすべては、オペレーティングシステムや応用プログラムなどのソフトウェアリソースと、コンピュータなどのハードウェアリソースとの有機的結合によって仮想的に実現される機能（実体を伴わないもの）であるが、これに限定されない。ハードロジックなどで構成されたもの（実体を伴って物理的に存在するもの）であってもよい。

10

【 0 0 2 4 】

以上の構成において、サーバ 3 の二次元コード生成部 7 で作られた二次元コード 8 を印刷物で出力し、あるいは、不図示のディスプレイ上に表示して、これらの印刷物や表示物を携帯電話機 3 の撮像部 9 で撮影できるようにする。そして、撮影されたデータを携帯電話機 3 の制御部 1 1 に取り込み、制御部 1 1 で二次元コードの解析を行って前記の文字列（所定のフォルダ 4 a の位置を示す文字列：図 2（b）の文字列参照）を再生すると共に、ファイル選択部 1 3 で選択されたファイル 1 2 をファイル保持部 1 4 から読み出し、上記で再生された文字列を格納先に指定して、通信部 1 0 からネットワーク 1 経由でサーバ 3 に送信する。

20

【 0 0 2 5 】

このように、携帯電話機 3 の撮像部 9 で二次元コードを撮影するとともに、ファイル 1 2 を選択するという簡単な操作を行うだけで、そのファイル 1 2 をサーバ 3 の所定の格納先（所定のフォルダ 4 a）に格納保存することができる。なお、ここではファイル 1 2 としているが、これ（“ファイル”）に限定されない。コンピュータで取り扱うことができるデータであればよい。

【 0 0 2 6 】

次に、図 1 の携帯電話機 3 の具体例を、実際の携帯電話機 3 0 0 を例にして詳しく説明する。

30

図 3 は、携帯電話機 3 0 0 の外観図である。この図において、携帯電話機 3 0 0 は、手持ち可能な形状（たとえば、タブレット型）の筐体 1 5 を有している。筐体 1 5 の操作面となる主面にはタッチパネル 1 6 が搭載された表示部 1 7 や受話孔 1 8 及び送話孔 1 9 が設けられており、主面下端部側の底面には後述の外部 I / F 2 8 の接続用や後述の電源部 2 9 の充電用のコネクタ 2 0 が設けられている。また、筐体 1 5 の主面上端部側の天面には電源ボタン 2 1 が設けられ、主面の反対面（背面）には後述の撮像部 2 5 の撮影レンズ 2 2 が設けられている。

【 0 0 2 7 】

なお、ここでは、タブレット型の筐体 1 5 を有する、いわゆるスマートフォンタイプの携帯電話機 3 0 0 としたが、これに限らない。折り畳み型やスライド型あるいはその他のタイプの筐体を有する携帯電話機 3 0 0 であってもよい。

40

【 0 0 2 8 】

図 4 は、携帯電話機 3 0 0 の構成図である。携帯電話機 3 0 0 は、無線通信部 2 3（図 1 の通信部 1 0 に相当）、音声処理部 2 4、撮像部 2 5（図 1 の撮像部 9 に相当）、タッチパネル 1 6 を備えた表示部 1 7、メモリ I / F（インターフェース）2 6、メモリ 2 7（図 1 のファイル保持部 1 4 に相当）、外部 I / F 2 8、電源部 2 9 及び中央制御部 3 0（図 1 の制御部 1 1 及びファイル選択部 1 3 に相当）などを備える。

【 0 0 2 9 】

無線通信部 2 3 は、アンテナ 2 3 a を介して最寄りの基地局（図示略）との間で無線によるデジタルデータの送受信を行う携帯電話用の無線通信部である。デジタルデータには

50

、携帯電話網や一般公衆電話網との間でやりとりされる電話の着呼や発呼のデータおよび音声通話のデータが含まれるほか、必要に応じて、ネットワーク（図1のネットワーク1）上のリソース（図1のサーバ3等）との間でやりとりされるデータを含む。この無線通信部23は、中央制御部30からの制御に従って、上記のデジタルデータの送信や受信を行う。

【0030】

なお、ここでは、無線通信部23を携帯電話用として説明したが、これに限らない。たとえば、無線LAN用であってもよい。この場合、無線通信部23は、アンテナ23aを介して近くの無線LAN中継装置（アクセスポイント）との間で接続を確立し、無線によるデジタルデータの送受信を行いつつ、アクセスポイントにつながったネットワーク（図1のネットワーク1）上のリソース（図1のサーバ3等）にアクセスする。

10

【0031】

音声処理部24は、中央制御部30からの制御により、マイク24aで拾った音声信号をデジタルデータに変換して中央制御部30に出力したり、中央制御部30から出力されたデジタルの音声信号をアナログ信号に変換してスピーカ24bから拡声したりする。マイク24aやスピーカ24bは電話の送受話用であるが、スピーカ24bは、さらに電話の着信音鼓動にも用いられる。

【0032】

撮像部25は、図3に示す撮影レンズ22及びCCDやCMOSなどの二次元撮像デバイスを含み、中央制御部30からの制御により、任意の被写体の静止画や動画を撮影して、その画像データを中央制御部30に出力する。

20

【0033】

表示部17は、液晶ディスプレイや有機液晶あるいはELパネルなどの平面表示デバイスであり、且つ、その前面にタッチパネル16を併設している。多くのタッチパネル16は、それ自体が独立した1つの部品であるが、これに限らず、たとえば、表示部17に組み込まれた（一般的には保護ガラスと表示層との間にタッチパネル層が挟み込まれている）一体型のものであってもよい。

【0034】

メモリI/F26は、たとえば、メモリ27の規格（SDカード等）に対応した汎用インターフェースであり、中央制御部30とメモリ27との間に位置して相互のデータのやりとりを仲介する。

30

【0035】

メモリ27は、不揮発性且つ書き換え可能な情報記憶要素であり、たとえば、SDカード等のフラッシュメモリやシリコンディスク、ハードディスクなどを用いることができる。このメモリ27は、様々なユーザデータ（電子電話帳や、撮像部25で撮影された画像データ、インターネットからダウンロードした画像や音楽等コンテンツデータなど）を記憶保存する。

【0036】

外部I/F28は、パーソナルコンピュータなどの外部機器とのデータインターフェースである。外部機器は、この外部I/F28と中央制御部30とを介してメモリ27にアクセスすることが可能であり、必要に応じて、メモリ27に記憶されているユーザデータを外部機器に取り出したり、あるいは、外部機器からメモリ27に書き戻したりする。

40

【0037】

電源部29は、一次電池または充電可能な二次電池からなるバッテリーを含み、このバッテリーの電力から携帯電話機300の動作に必要な各種電源電圧を発生して各部に供給する。

【0038】

中央制御部30は、コンピュータまたはマイクロコンピュータ（以下、CPU30a）、読み出し専用半導体メモリ（以下、ROM30b）および高速半導体メモリ（以下、RAM30c）ならびに不図示の周辺回路を含むプログラム制御方式の制御要素であり、あ

50

らかじめROM 30bに格納されている制御プログラムをRAM 30cにロードしてCPU 30aで実行することにより、各種の処理を逐次に行い、この携帯電話機300の全体動作を統括制御する。なお、ROM 30bは、書き換え可能な不揮発性半導体メモリ（フラッシュメモリやPROMなど）であってもよい。

【0039】

図5は、携帯電話機300の動作フローを示す図である。この動作フローは、携帯電話機300のCPU 30aで実行される制御プログラムの要部のフローに対応する。したがって、以下の各ステップの実行主体は、CPU 30aである。

【0040】

この動作フローでは、まず、撮像部25を起動する（ステップS1）。そして、その撮像部25で二次元コード（図1の二次元コード8参照）を撮影（ステップS2）すると、次に、二次元コードを解析し（ステップS3）、二次元コードに含まれていた文字列（図1の所定のフォルダ4aの位置を示す文字列）を再生する。

【0041】

次いで、所定のフォルダ4aに格納するファイル（図1のファイル12）を選択するとともに、そのファイルをメモリ27から取り込み（ステップS4）、最後に、無線通信部23を介して、上記の文字列で示された格納場所にファイル（図1のファイル12）を送信する（ステップS5）。

【0042】

以上のとおり、この実施形態によれば、携帯電話機300の撮像部25で二次元コード（図1の二次元コード8：識別子）を撮影するとともに、ファイル（図1のファイル12）を選択するという簡単な操作を行うだけで、そのファイルをネットワーク上の所定の格納先（図1の所定のフォルダ4a）に格納保存することができるという特有の効果を得ることができる。

【0043】

ここで、ファイルの「選択」とは、ユーザの意志に基づく選択、たとえば、ファイルリストの中からユーザが意図的に一つのファイルを選択することをいうが、これに限定されない。システムによる選択であってもよい。たとえば、表示部17に表示中のデータ（写真や文章など）を収めたファイルを格納対象のファイルとしてシステムで選択してもよい。

なお、実施形態では、二次元コードを解析した後、ファイルの選択をしているがこれに限らず、ファイルの選択をしてから二次元コードを解析してもよい。

また、実施形態では、識別子を二次元コードとしたが、これに限らず、一次元コードなどでもよく、識別子を認識することで格納先を認識できるものならよい。

【0044】

さらに、実施形態では、携帯電話機への適用を例にしているが、これに限定されない。少なくとも、カメラ機能と通信機能とを有するコンピュータ応用機器であればよく、たとえば、PDA、パーソナルコンピュータ、ゲーム端末、デジタルカメラなどであってもよい。

【0045】

また、実施形態では、ファイルの格納先をネットワーク2につながったサーバ3の記憶部4としているが、これは、クラウド等、今日のネットワーク環境に配慮した好適な例を示したのであって、この例に限定されない。たとえば、スタンドアロン形態への適用であってもよい。すなわち、前記の例示に従えば、携帯電話機300のメモリ27の任意の位置にフォルダ（図1のフォルダ4aに相当）を作成するとともに、そのフォルダの位置を示す二次元コードを作成しておき、データ保存の必要が生じた場合には、その二次元コードを自身の撮像部25で撮影し、以降、前記実施形態と同様の手順で、該当するファイルをその二次元コードで示された場所（この場合は、自身のメモリ27に作成しておいたフォルダ）に保存するようにしてもよい。

【0046】

以上、本発明のいくつかの実施形態を説明したが、この発明は、これらに限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲を含むものである。

以下に、本件出願の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

【0047】

(付記1)

請求項1に記載の発明は、任意のデータを選択する選択手段と、識別子を読み取る読み取り手段と、前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識手段と、前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する格納手段とを備えたことを特徴とするデータ保存装置である。

10

(付記2)

請求項2に記載の発明は、前記格納先は、外部サーバのフォルダであり、前記格納手段は、認識手段によって認識された前記フォルダに送信する、ことを特徴とする請求項1に記載のデータ保存装置である。

(付記3)

請求項3に記載の発明は、前記識別子は、二次元コードであり、前記認識手段は、前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字列を認識し、

前記格納手段は、前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する、ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のデータ保存装置である。

20

(付記4)

請求項4に記載の発明は、前記データの格納先を示す文字列を含む二次元コードを生成する生成手段をさらに備えたことを特徴とする請求項1～請求項3のいずれかに記載のデータ保存装置である。

(付記5)

請求項5に記載の発明は、任意のデータを選択する選択工程と、識別子を読み取る読み取り工程と、前記読み取り工程の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識工程と、前記認識工程によって認識された格納先に前記データを格納する格納工程とを含むことを特徴とするデータ保存方法である。

30

(付記6)

請求項6に記載の発明は、コンピュータに、任意のデータを選択する選択手段、識別子を読み取る読み取り手段、前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を認識する認識手段、前記認識手段によって認識された格納先に前記データを格納する格納手段としての機能を与えることを特徴とするプログラムである。

(付記7)

請求項7に記載の発明は、任意のデータを選択する選択工程と、二次元コードを読み取る読み取り工程と、前記読み取り工程の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字列を認識する認識工程と、

40

前記認識工程によって認識された文字列を格納先に指定して前記データを格納する格納工程とを含むことを特徴とするデータ保存方法である。

(付記8)

請求項8に記載の発明は、前記データの格納先を示す文字列を含む二次元コードを生成する生成工程をさらに含むことを特徴とする請求項7に記載のデータ保存方法である。

(付記9)

請求項9に記載の発明は、コンピュータに、

50

任意のデータを選択する選択手段、
 二次元コードを読み取る読み取り手段、
 前記読み取り手段の読み取り結果から前記データの格納先を示す文字列を認識する認識手段、
 前記認識手段によって認識された文字列を格納先に指定して前記データを格納する格納手段
 としての機能を与えることを特徴とするプログラムである。

(付記10)

請求項10に記載の発明は、前記コンピュータに、前記データの格納先を示す文字列を含む二次元コードを生成する生成手段としての機能をさらに与えることを特徴とする請求項9に記載のプログラムである。

10

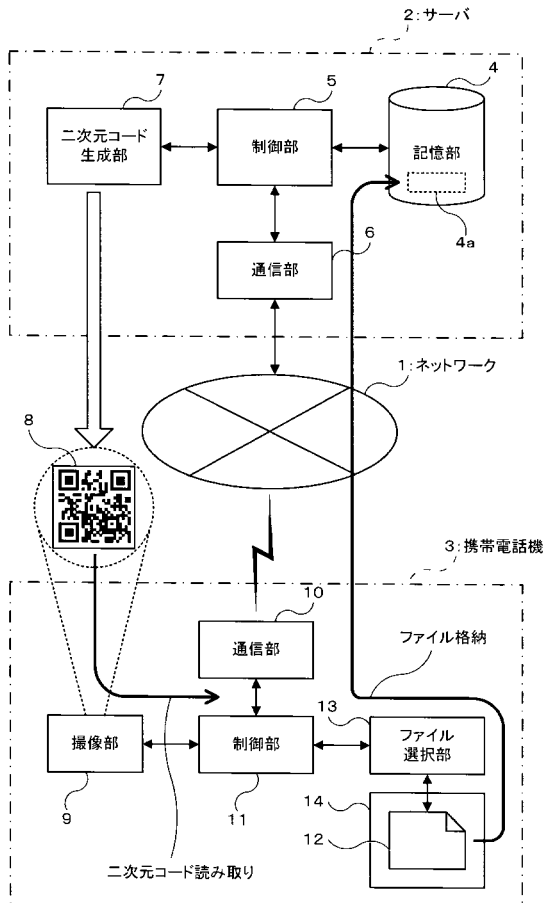
【符号の説明】

【0048】

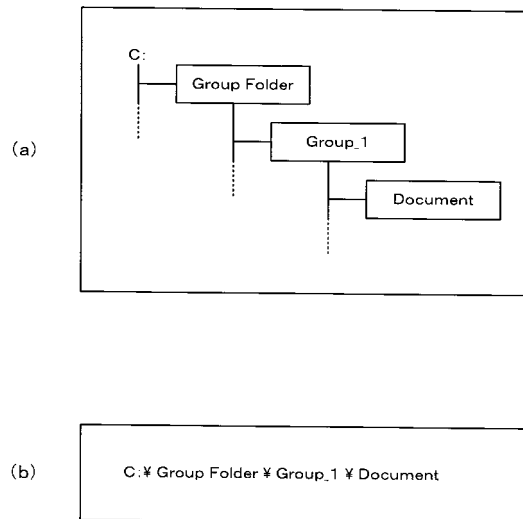
- 3 携帯電話機（データ保存装置）
- 8 二次元コード（識別子）
- 9 撮像部（読み取り手段）
- 10 通信部（格納手段）
- 11 制御部（認識手段、格納手段）
- 12 ファイル（データ）
- 13 ファイル選択部（選択手段）
- 23 無線通信部（格納手段）
- 25 撮像部（読み取り手段）
- 30a CPU（選択手段、認識手段、格納手段）
- 300 携帯電話機（データ保存装置）

20

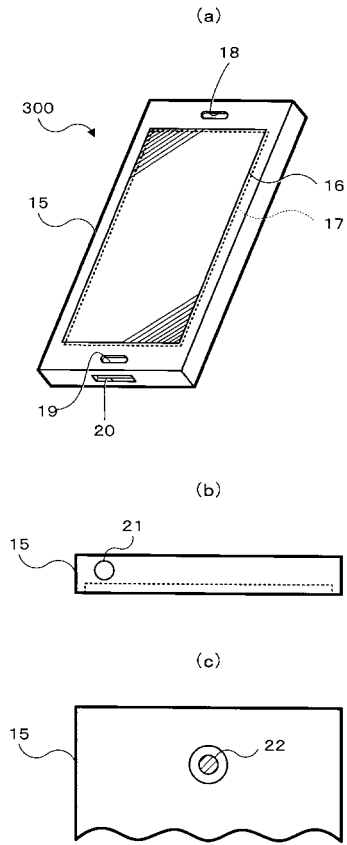
【図1】



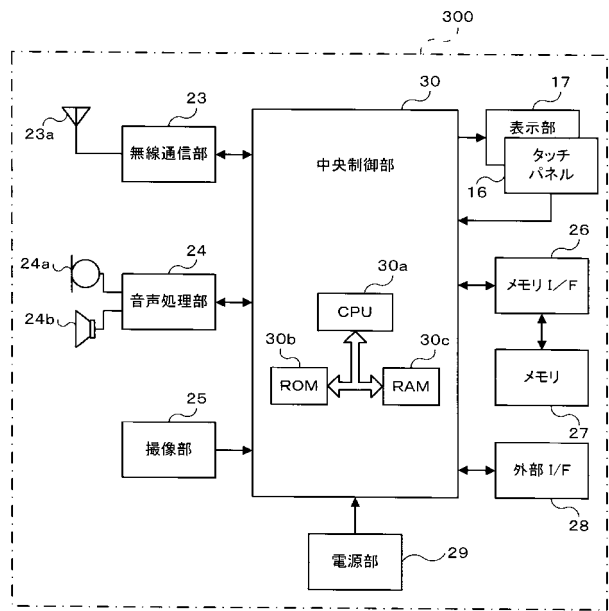
【図2】



【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】

